

鹿屋市告示第338号

鹿屋市物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱第2条の規定により、次のとおり指名停止を行ったので告示する。

令和8年7月3日

鹿屋市長 郷原 拓男

1 業者名

有限会社 大隅ダイハツ

2 指名停止期間

令和8年7月3日から令和8年9月2日まで

3 指名停止の理由

鹿屋市物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱第2条第1項別表第1第4号（契約違反）に該当するため